

国外犯罪被害弔慰金等支給制度

国外犯罪被害弔慰金等支給制度は、国外において不慮の犯罪被害を受けた被害者等に対して、国が弔慰金や見舞金を支給するものです。具体的には、国外において犯罪被害を受け死亡した日本国民（日本国外の永住者を除く。）の遺族（犯罪行為の発生時、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に対して国外犯罪被害弔慰金（200万円）を、障害（障害等級第一級相当）を負った日本国民に対して国外犯罪被害見舞金（100万円）をそれぞれ支給することとしています。

また、本制度の対象となる犯罪被害は、日本国外において行われた人の生命又は身体を害する行為（※）のうち、当該行為が日本国内において行われた場合に、日本国の法令によれば罪に当たるもの（正当行為、正当防衛及び過失は除く。）による死亡又は障害です。

国外犯罪被害弔慰金等の支給を受けようとする方は、都道府県公安委員会に申請して支給の裁定を受ける必要がありますが、日本国内に住所を有していない方については、領事官経由で申請することも可能です。

※ 日本国外にある日本船舶又は日本航空機内において行われたものは本制度の対象ではなく、犯罪被害給付制度の対象となります。